

○インターネット異性紹介事業事務取扱要綱の制定について

(平成31年4月26日例規第31号)

この度、別添のとおり「インターネット異性紹介事業事務取扱要綱」を定めたので、通達する。

別添

インターネット異性紹介事業事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 届出書の取扱い

- 1 署長は、法第7条第1項又は第2項の規定により、事業開始届出書（規則別記様式第1号）、事業廃止届出書（規則別記様式第2号）又は届出事項変更届出書（規則別記様式第3号）（以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合していることを確認して受理するものとする。この場合において、事業開始届出書の確認にあつては、インターネット異性紹介事業届出審査票（様式第1号）により行うものとする。
- 2 前記1の場合において、届出書が法令に定められた形式上の要件に適合していないときは、届出をした者（以下「届出者」という。）に対し補正を求める等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 署長は、前記1の規定により届出書を受理した場合には、県本部人身安全少年課長（以下「主管課長」という。）に連絡し、受理番号を確認するものとする。
- 4 署長は、提出を受けた届出書について、インターネット異性紹介事業届出処理簿（様式第2号）及びインターネット異性紹介事業事務処理経過表（様式第3号）を作成し、事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

第3 開始の届出

- 1 署長は、法第7条第1項の規定による開始の届出を受理した場合には、法第8条に規定する欠格事由について調査するものとする。この場合において、届出者が規則第5条第1項第4号に規定する識別符号付与業務を他の者に委託しているときは、併せて、その委託を受けている者について、規則第5条第2項第1号に規定する欠格事由の調査を行うものとする。

2 署長は、前記1の規定による調査の結果、欠格事由に該当しないときは、事業開始届出書（添付書類を含む。）の写しを主管課長に送付するものとする。

3 前記2の規定による送付を受けた主管課長は、警察共通基盤システム（以下「システム」という。）に必要事項を登録するものとする。

第4 廃止の届出

1 署長は、法第7条第2項の規定による廃止の届出を受理した場合には、事業廃止届出書の写しを主管課長に送付するものとする。

2 前記1の規定による送付を受けた主管課長は、システムに必要事項を登録するものとする。

第5 変更の届出

1 署長は、法第7条第2項の規定による変更の届出を受理した場合には、必要に応じて第3の1の欠格事由の調査を行い、欠格事由に該当しないときは、届出事項変更届出書（添付書類を含む。）の写しを主管課長に送付するものとする。

2 前記1の規定による送付を受けた主管課長は、システムに必要事項を登録するものとする。

3 署長は、前記1の届出が他の署の管轄区域に事務所（規則第1条第2項の事務所をいう。以下同じ。）を置いていたインターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）からの当該事務所の所在地を変更する旨の届出であるときは、当該署の長に必要な書類の送付を求めるものとする。この場合において、当該署が他の都道府県の署であるときは、当該書類の送付の求めは、主管課長を経由して行うものとする。

第6 行政処分の上申

1 署長は、事業者に対し法第13条の指示又は法第14条第1項の停止若しくは同条第2項の廃止の命令（以下「行政処分」という。）を行う必要があると認めたときは、行政処分上申書（様式第4号）に、行政処分に該当する事項を疎明するに足りる書類を添えて主管課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

2 主管課長は、前記1の規定による上申により行政処分が行われるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続をとるものとする。

第7 行政処分の執行

1 主管課長は、事業者に対する行政処分が決定したときは、インターネット異性紹介事業者に対する行政処分について（様式第5号）に、次に掲げる行政処分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添えて当該行政処分に係る事業者の事務所の所在地を管轄する署の長に送付するものとする。

(1) 法第13条の指示 指示書（規則別記様式第4号）

(2) 法第14条第1項の停止又は同条第2項の廃止 命令書（規則別記様式第5号）

- 2 前記1の規定による送付を受けた署長は、行政処分に係る事業者に対し指示書又は命令書を交付するものとする。この場合において、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を併せて交付するものとする。

第8 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業に関する事務の取扱いについて必要な事項は、生活安全部長が別に定める。